

沼津工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業に関する規則に基づく ネーミングライツ等パートナー募集要項

沼津工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「沼津工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業に関する規則」（令和7年1月12日制定）に基づき、本校保有施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てることを目的として、ネーミングライツ等パートナーを以下のとおり募集します。

1. 募集種別

ネーミングライツ等パートナーの募集は、ネーミングライツ事業及び広告事業の2種類とします。対象施設等は別紙「ネーミングライツ等パートナー公募対象施設等一覧」をご確認ください。

（1）ネーミングライツ事業

対象施設等に、愛称の提案を受け、契約を結ぶものです。

（2）広告事業【今回募集はありません】

対象施設等に、広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶものです。

2. 募集の概要について

（1）契約の条件

① 契約の期間

原則3年以上とします。更新も可能です。

② ネーミングライツ等料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。）

別紙「ネーミングライツ等パートナー公募対象施設等一覧」の目安額によります。

目安額は本校の希望額です。応募金額は選定基準項目となっているため、選定審査の際に評価されます。

（2）応募資格

ネーミングライツ等パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から5年を経過

しない者の統制下にあるもの

- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題をおこしているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ 前各号によるもののほか、本校のネーミングライツ等パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

（3）ネーミングライツ等の付与

- ① 愛称及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 次に掲げる愛称及び広告は認められません。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるものの
 - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・風営適正化法第2条に規定する営業に関するもの
 - ・貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの

- ・アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・社会問題についての主義及び主張に関するもの
 - ・集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・本校の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
 - ・その他愛称及び広告として適当でないと校長が認めるもの
- ③ 愛称及び広告は、本校で選定審査の上、最終決定します。ただし、対象施設等の目的・用途等を勘案し、愛称及び広告の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ等パートナーからの契約期間中の愛称及び広告の変更はできません。
- ⑤ 本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、対象施設等の利用者に愛称及び広告の使用を義務付けることはできません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ等パートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。

- ① ネーミングライツ事業のネーミングライツ等パートナーは、愛称の設定の他、対象施設等にサインを設置することができます。
- ② 広告事業のネーミングライツ等パートナーは、対象施設等に広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びP R等の表示）のサインを設置することができます。
- ③ 本校は、本校のウェブサイトを通じて、愛称の普及と定着に努力します。
- ④ ネーミングライツ等パートナー自身もネーミングライツ等パートナーであることをP Rすることができます。
- ⑤ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称及び広告の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① ネーミングライツ事業等に係る対象施設等の愛称及び広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びP R等の表示）サインを設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ等パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ等料とは別途負担となりますのでご留意ください。
- ② 契約期間の満了及びネーミングライツ等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ等パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ等料とは別途負担となりますのでご留意ください。

- ③ サインの設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
- ④ 契約締結後の本校ウェブサイトへの愛称の掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤ 愛称及び広告の使用開始日において、サインの一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ等料に変更はありません。
- ⑥ サインが破損した場合又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツ等パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

令和7年12月16日（火）～令和8年1月23日（金）

ただし、募集期間内に応募がない場合には、募集期間以降も随時受け付けるものとします。（募集要項は募集開始から3年間有効）

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業等申込書（別紙様式第1号）
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- ⑦ サインの原案図、設計図

※応募者が個人の場合は②～⑤に代わる書類を提出していただきますので、応募前に下記問合せ先へご連絡願います。

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、沼津工業高等専門学校運営会議において、応募の趣旨、愛称及び広告の提案内容、ネーミングライツ等料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツ等パートナーの候補者を選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

また、応募の内容によっては、不適当とする場合もあります。

○資格要件及び選定基準

| | 選定項目 | 要件、基準等 | 判断等 |
|------|------------------------|----------------------------------|-----|
| 資格要件 | 資格 | 応募資格を満たしているか | 適・否 |
| | | 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか | 適・否 |
| | | 経営基盤が安定しているか | 適・否 |
| | 応募の趣旨 | 事業の趣旨に沿っているか | 適・否 |
| 選定基準 | 愛称及び広告内容 | 親しみやすさ等、本校教職員、学生、地域住民に受け入れられるか | 適・否 |
| | | 施設のイメージを損なう恐れがないか | 適・否 |
| | | 対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか | 適・否 |
| | ネーミングライツ等料 | 財政的な観点から高額なほど高評価とする | 金額 |
| | サインの設置 | 技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか | 適・否 |
| | | 教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか | 適・否 |
| | | サイン設置が適切に施行されるよう計画されているか | 適・否 |
| | 契約期間 | 愛称の定着や本校教育を支援する観点から期間が長いほど高評価とする | 期間 |
| 判定 | 資格要件や選定基準に適合しているか | | 適・否 |
| | 資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する | | 順位 |

(9) 選定結果の通知および公表

選定結果は応募者に通知します。また、採用された応募者については本校のウェブサイトで公表します。

(10) 申込書の提出先及び問合せ先

沼津工業高等専門学校総務課総務係

〒410-8501

静岡県沼津市大岡3600

Tel 055-926-5712

Email soumu@numazu-ct.ac.jp

※ 本件に関する質問、施設見学は隨時受け付けておりますのでご連絡願います。

申し込みがありましたら、メールや電話等にてご連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認のご連絡をお願いいたします。